

# 「アスベスト問題に係る総合対策案」に対する意見書

2006年1月

「ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議」

代 表 立 川 涼

東京都新宿区四谷1-2-1 戸田ビル4階

TEL 03-5368-2735 / FAX 03-5368-2736

E-mail: kokumin-kaigi@syd.odn.ne.jp

<http://www.kokumin-kaigi.org>

はじめに

平成17年（2005年）12月27日の第5回アスベスト問題に関する関係閣僚による会合において、「アスベスト問題に係る総合対策（案）」が公表されました。しかしながら、この案には、以下のような不十分な点があると思われますので、本意見書を提出いたします。私どもの意見を十分に吟味いただきまして、抜本的なアスベスト対策を実現されますよう、願っております。

## 1. アスベスト対策は基本法を制定して進めるべきである

政府はアスベスト問題に係る総合対策として、①隙間のない健康被害者の救済、②今後の被害を未然防止するための対応、③国民の有する不安への対応3本柱を提案していますが、今国会では、緊急性を理由に、「石綿による健康被害の救済に関する法立案（仮称）」と関連法規の改正を「石綿による健康等に係る被害の防止のための関係法律の整備に関する法律案」として一括提案し、短期間の審議で法制化しようとしています。

しかしながら、被害救済の法案の救済給付の内容は、労災補償給付と比較して、あまりにも低水準であると言わざるを得ません。環境曝露による住民被害者は、賃金等の利益を得ていないうえに、アスベストの危険性はおろか、アスベストの曝露を受けていることさえ一切知らされずに、被害を受けた人達です。その補償内容が労災をはるかに下回るものであるというのは、あまりにも公正を欠くのではないのでしょうか。他の制度との比較、整合性などの問題があることも理解はできますが、既存制度の改変も含めて、もっと時間をかけて、被害者や国民が納得する、隙間のない公正な被害救済制度を実現する必要があると考えます。

また、今後の被害を未然防止するための対応としては、建築基準法、廃棄物処理法などの既存の法律の一部改正にとどまっています。しかし、今日のアスベスト被害を生んだのは、行政の認識の甘さと対応の遅れにあったことは明らかです。アスベスト被害は、今後、ますます深刻化することが予想されています。政府は、自らの過去の対応を十分に反省し、今後の被害拡大の防止に真摯に取り組まなければなりません。そのためには、小手先の法改正ではなく、アスベスト対策基本法を制定し、隙間のない抜本的対策を総合的かつ計画的に実施する必要があることは明らかです。

私どもは、このような観点から、『アスベスト対策基本法』（仮称）の立法提言」を昨年9月に提出しています（<http://www.kokumin-kaigi.org>）。今一度、私どもの提言を検討され、真に国民の健康保護を目的とした対策基本法が制定されるよう願っています。

## 2. 既存施設におけるアスベストの除去等について

### (1) 吹きつけアスベストの除去年限の明確化

政府案では、建物の解体・大規模改修時まで吹きつけアスベストを放置しておいてよいことになっていますが、吹きつけアスベストは地震・風水害などの災害時に大量に飛散するおそれがあり、長期間の放置は問題があります。したがって、吹きつけアスベストについては、国の建築物か民間建築物かを問わず、除去年限を定め、飛散の可能性や不特定多数の市民の出入りなど、リスクの高いものから、順次、除去工事を行うようにすることを提案します。

過去において、PCBを製造・使用禁止にしたものの、使用中のもの継続使用を容認し、また廃棄物の処理年限を定めなかったために、PCBの紛失や不法投棄が相次ぎ、環境汚染を深刻化させてしまったという苦い教訓があります。そのPCBについては、日本も批准したストックホルム条約では、目標年限を定めて無害化処理を完了させることが定められており、国内でも、ようやくPCB処理対策特別措置法で2015年までに無害化処理を完了することを義務づけるようになりました。

こうしたPCBの教訓を生かして、アスベストについても、特に吹きつけ材等の飛散性の高いものに関しては、年限を定めて除去を義務づける必要があると考えます。

### (2) アスベストの調査・届出の義務化

すべての建物の所有者は、吹きつけアスベストの有無を調査し、その存在が確認された場合には、地方自治体を通じて、届け出ることとし、国・地方自治体はその記録を一括管理し、長期間保有する必要があると考えます。

また、必要な場合には、国・地方自治体に立入り調査権限を付与する必要があります。

### (3) アスベストの表示

事業者及び建物所有者は、アスベストの存在が確認された場合には、政令で定める方法で表示をしなければならないものとすべきです。

(4) 室内のアスベスト管理濃度基準の設定

吹きつけアスベストの飛散のおそれを判断するために、室内におけるアスベスト管理濃度を定め、定期的測定を義務づけるとともに、濃度基準を超える場合には、速やかに除去等の対策を行うことを義務づける必要があります。

(5) 事業者の許可制の導入

アスベストの除去に関連する事業を行おうとする者は、政令で定める許可を得なければならないものとするを提案します。

(6) 民間施設の除去工事への財政支援

吹きつけアスベストの除去を促進するためには、民間施設の除去工事についても、低利融資にとどまらず、費用の一部助成等も行う必要があると考えます。

(7) アスベスト含有建材についての対策の実施

アスベストによる健康被害を防止するためには、吹きつけアスベストだけでなく、破断等によって飛散するおそれのあるアスベスト含有建材についても、増・改築や解体時に、調査・届出・適正な取扱いを義務づけるとともに、必要な場合には、国・地方自治体に立入り調査権限を付与する必要があると考えます。

3. 解体時等の飛散・曝露防止対策について

(1) 環境基準の設定

真に国民の健康を保護するためには、解体時の大気への排出を規制するだけでなく、大気中のアスベスト濃度に関する環境基準を定める必要があります。アスベストの発がん性に鑑み、生涯発がん確率を10万人に1人とする程度の0.2本/Lを環境基準として定めることを提案します。

## (2) 排出基準の設定

大気汚染防止法に基づき、建物の解体時の排出基準を定める必要があります。排出基準値は環境基準の10倍値である2本/Lとすることを提案します。

## (3) 監視体制・罰則の強化

解体工事におけるアスベスト飛散防止対策の確実な実施を確保するためには、監視・指導にあたる部門を各地方自治体内に設置し、労働基準監督署と連帯を図りながら、監視体制を整備する必要があります。

また、違反に対する罰則を大幅に強化（例えば、罰金を1億円程度にするなど）することが必要であると考えます。

# 4. アスベスト廃棄物の適正管理について

## (1) アスベスト含有建材の特別管理廃棄物への指定

アスベスト廃棄物の適正処理、処分を確保するためには、吹きつけアスベストだけでなく、破断等によりアスベストが飛散するおそれのあるアスベスト含有建材に対しても、特別管理廃棄物に指定する必要があると考えます。

## (2) 処理実態の調査、監視体制の強化

全処理業者を対象にアスベスト廃棄物の処理状況を調査し、その実態把握に努めるとともに、不適正な処理、処分が行われないように指導を徹底することが必要です。指導のための要員の確保や人材養成も重要であると考えます。

## (3) 無害化処理技術等の開発

アスベストの無害化処理技術や解体時の含有建材の除去方法の開発に積極的に取り組む必要があります。技術を実際に用いる場合には、安全性や人や環境に悪影響を及ぼすことがないかどうか十分に確認することが重要であると考えます。

#### (4) アスベスト含有家庭用品廃棄物についての拡大生産者責任の徹底

アスベスト含有家庭用品廃棄物については、生産者の責任で回収、適正処理を行うようなシステムを早急に創設する必要があると考えます。

### 5. 国民の有する不安への対応

#### (1) 情報開示の徹底

国民の不安解消のためには、総合的・抜本的な被害拡大防止策を実施するとともに、アスベストに関するあらゆる情報開示を徹底することが肝要であると考えます。とりわけ、過去から現在に至るまで、どのような製品等に、どのようにアスベストが使われてきたのかについて徹底的に調査し、その情報をわかりやすく国民に提供する必要があります。

また、事業者にも情報開示を義務づけるとともに、国・地方自治体においても、アスベストに関連する情報を一元的に管理し、これを国民に確実に、わかりやすい形で提供することが必要です。

#### (2) 相談体制の整備

健康被害に関するものから、アスベスト含有の有無、調査方法や除去工事に関するものまで、あらゆる種類の国民からの問合せに適切に答えられるよう、相談体制を整備する必要があります。地方自治体内はもちろん、国民生活センターや消費者センター内にも相談窓口を設置し、そのための人材養成にとりくむことが必要です。アスベスト問題に詳しいNPO・市民団体を活用する必要があると考えます。

#### (3) アスベスト曝露の登録制度の創設

アスベストに曝露した者に対して、登録を行って健康手帳を交付し、定期的に無料で健康診断を受けられるようにする制度を創設することを提案します。